

**令和7年度米原市中小規模農業者機械導入支援事業補助金
予算額を超えた場合の審査に関する取り決めについて**

1.補助金の目的

米原市中小規模農業者機械導入支援事業補助金交付要綱第1条の規定（抜粋）

「市内で営農活動を行う中小規模農業者の離農を抑止し、市内中小規模農業者の経営規模拡大による市の農業振興および農地の保全を図ることを目的として、市内中小規模農業者が行う農業用機械等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する」

2.審査方法

上記補助金の目的を踏まえ、下記項目により予算の範囲内で審査および採択者の決定を行います。

No.	審査項目	
①	機械導入の緊急度、更新の必要性の高い者の優先	
合 ①の 結果、 重複者 が出た 場	②	主要3機械の優先（トラクター、田植機、コンバイン）
	③	担い手農業者の優先 （市が認める認定農業者、認定新規就農者、目標地図に位置付けられた担い手農業者）
	④	中山間地域の優先

< 審査項目の解説 >

①機械導入の緊急度、更新の必要性の高い者の優先

本補助金の目的「離農の防止」という観点から、機械導入の緊急性および必要性として、現有機の使用年月（製造年月日）を確認し、古い機械を使い続けていて更新の必要性の高い者から順番に採択します。

上記の方法で審査した結果、採択ボーダーライン上で重複する者がいる場合は、②主要3機械の優先、③担い手農業者の優先、④中山間地域の優先として、該当項目の多い者を優先して採択します。

②主要3機械の優先（トラクター、田植機、コンバイン）

本補助金の交付対象機械として、本市の主要作物である土地利用型作物（米、麦、大豆、そば）の用に供する機械の中で、特に代表的な機械であり、要望調査の中でも要望が多く、また、価格も高額で農業者の財政的負担の大きいトラクター、田植機、コンバインの3機械の導入を行う者を優先します。

③担い手農業者の優先

本補助金の目的「経営規模拡大」という観点から、地域農業における農地集積の引き受け手であり、地域農業の中心的存在である担い手（市が認める認定農業者や目標地図に位置付けられた担い手農業者）を優先します。

④中山間地域の優先

本補助金の目的「離農の抑止」という観点から、耕作条件が不利で、平地に比べ離農が進みやすい中山

間地において営農する農業者を優先します。具体的には、中山間地域等直接支払制度の基準に基づき、導入する機械を活用する農地が概ね（8割以上）8法指定地域に属する者とします。

【留意事項】

原則として、上記の方法で審査および採択者の決定を行いますが、予算額に対し、受付期間中に申請された補助金の合計金額を確認した結果、可能な限り全ての採択者を決定できるよう公平に按分して補助金を交付する場合がありますので、予め御了承くださいますようお願いいたします。